

つくば市上下水道審議会（水道事業 第8回）

次 第

日時 令和6年7月9日（火）

午後3時

場所 つくば市役所コミュニティ棟1階
会議室1、2

1 開会

2 議事

(1) つくば市上下水道審議会（水道事業 第7回）における質疑・意見等について （資料1）

(2) 答申について （資料2、資料3）

3 閉会

令和6年7月9日

つくば市上下水道審議会
(水道事業 第8回) 資料一覧

資料番号	資料名
資料1	つくば市上下水道審議会（水道事業 第7回）における質疑・意見等について
資料2	答申書
資料3	次回の料金改定に向けた引継事項
参考資料	料金改定と基本水量について

つくば市上下水道審議会（水道事業 第7回） 質疑・意見等

質疑・意見等	事務局回答（赤字は、本資料にて回答する内容）
近年、基本水量を廃止している水道事業者の数はどのくらいあるのか。	第7回審議会の際に、令和4年度の状況を回答しましたが、料金改定と基本水量の変更状況について、過去5年間の状況をまとめました。結果は「参考資料」のとおりです。
これまで多くの水道事業者で基本水量を採用している意味合いについて明確にしたい。どのような考えで基本水量を採用しているのか。	基本水量は公衆衛生向上の観点から、一定水量の使用を促すことを目的として設定している経緯があります。一定水量の使用を促すことにより、感染症予防や衛生環境の向上を目的としています。
料金体系を変えた部分について、なぜこのように変えたのかという理由を丁寧に説明していただきたい。	料金改定の内容については、現行料金の問題点を明確にした上で、今回の料金体系の変更により問題点がどのように解消されるのか、水道利用者にも丁寧に説明できるように周知していきたいと考えています。
小規模事業者への配慮について、今後事務局の中で引き続き検討していただきたい。	今回の料金改定は、一般家庭の比率が多い小口径（口径13mmや20mm）や大口利用者への対応を中心に検討をしてきました。料金改定後は、全体的にどのような影響が出ているのか十分に検証した上で、小規模事業者への配慮も含め次回の改定に向けて検討していきたいと考えています。
今後のことを考えると、基本水量を廃止するというのは受益者負担という考えを全面に出すということであり、不公平感をなくすという意味で廃止するという単純な意味づけでいいのではないかと思う。	基本水量の廃止については、その背景や理由も含め利用者に対して丁寧に説明していきたいと考えています。

前回の改定で大口使用者に大きな負担をお願いしていたこと、その負担で口径13mmや20mmの赤字分を補っていることは、水道使用者にご理解いただく必要があるので、しっかり説明した上で少量使用者にとっては改定率がむしろ下がることを説明していただけとよい。	御意見の内容については、今回の料金改定の目的のひとつであるため、丁寧に説明していきたいと考えています。
今回の料金改定については、市民や企業への説明は丁寧にしていきたい。	料金改定については、周知期間を設けチラシ等を作成し丁寧に説明を進めていきたいと考えています。
料金改定は数年後にもあると思うので、見直しの検討（ローリング）は続けた方がよいと思う。	料金改定後も、つくば市水道事業経営戦略に示された投資・財政計画と実績（決算値）を毎年比較分析し、大きな乖離がみられる場合には見直しを行います。
請求書が届くときは、上水道と下水道の両方合わせた金額が請求される。上水道と下水道は別だという考えはあるが、説明は必要だと思う。	今回の料金改定は、上水道の改定であることが分かるように周知したいと思います。また、下水道についても、現在上下水道審議会にて審議中ですので、審議の進捗等も考慮しながら表現を検討していきたいと思っています。
今回は上水道の改定となるが、下水道の料金改定をするタイミングでも改めて周知等の配慮が必要であると感じる。上水道と下水道のどちらも改定が必要であることを今回の改定の周知でも少し意識できるような表現にすべきではないか。	同上
従量料金を10㎡を境目にしているのか、単価を40円でいいのか、深くは議論しなかったが、おそらく実際に改定してみないと、この設定が妥当かどうかはわからないと思う。5年後に料金改定をするときは事務局も含めてほとんどの人が変わってしまうと思うので、議論すべきポイントが引き継がれるように答申とは別に、申し送りや備忘録のような形で残しておいた方がよいのではないかと。今回、どこを重点的に議論したのか、十分議論されていないことは何か、次回改定時に注意深く経緯を見ながら将来に向けて議論してほしいという思い、などを書いておくのはどうか。	次回の料金改定に向けた申し送り（引継事項）については、今回答申書とは別に引継事項をまとめたものを作成しましたので、内容も含め御審議いただきたいと思っています。

資料 2

6 水審第 号

令和 6 年 7 月 日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市上下水道審議会

会長 白川 直樹

答申書

令和 5 年 11 月 17 日付け 5 水総第 223 号で諮問のありました下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 つくば市上下水道審議会条例（昭和 63 年つくば市条例第 121 号）第 2 条第 1 号に定める水道料金に関すること。

答 申 書 （案）

水道は市民生活にとって必要不可欠なインフラであり、水道事業は、水道利用者に対して未来にわたり安全安心な水道水を安定供給していく使命があります。

つくば市水道事業を取り巻く環境は、近年の物価高騰による事業コストの増加、施設や水道管の老朽化への対応に加え、上水道未普及地域の解消や相次ぐ自然災害への備えなど多くの課題があります。水道事業の経営は、経費をその事業経営に伴う収入によって賄い、自立性をもって事業を継続する独立採算制が原則です。将来に過度な負担を残さず、適正な水道料金によって安定的な水道水の供給を実現していかなければなりません。

本審議会では、水道料金の現状や将来の見通しなど様々な資料に基づき、今後の水道料金のあり方について審議を行い、次のとおり意見が集約されましたので答申します。

1 水道料金の改定について

つくば市水道事業では、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、経営の効率化・健全化を目指すため、令和5年3月に中長期的な経営の基本計画として「つくば市水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」とします。）を策定しました。

経営戦略における投資・財政計画によると、水道未普及地域解消事業や老朽施設等の更新事業などによる投資コストが増加し、令和7年度には企業債の規模を示す「企業債残高対給水収益比率」が350%を超える見通しとなります。

事業費の財源を過度に企業債に依存することなく将来世代へ多くの負担を残さないためにも、水道料金を見直すことにより増加する投資コストの財源を確保すべきと考え、今回の料金改定が必要と判断しました。

2 料金算定期間

料金算定期間は、公益財団法人日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」の「おおむね将来の3年から5年を基準とする。」を参考とした上で、経営戦略における投資・財政計画に基づき、令和7年度～令和11年度の5年間としました。また、改定年度は、令和7年度としました。

3 料金改定率

経営戦略における投資・財政計画に基づき、平均改定率 15%が妥当であると判断しました。

4 総括原価、資産維持費

経営戦略における投資・財政計画に基づき、水道料金に求められる「適正な原価」を算出するため、営業費用及び支払利息に施設の計画的な改修・更新等に必要となる費用（資産維持費）を加えた総括原価を算定しました。その結果、料金算定期間である令和 7 年度～令和 11 年度までの 5 年間ににおける総括原価は、28,036,362 千円と算定しました。

料金改定を検討する際には、料金算定期間である 5 年間の料金収入総額の見込額が総括原価を上回るように改定後の料金体系を設定しました。

資産維持費については、料金算定期間の総額を 2,961,108 千円とし、資産維持率は、1.4%としました。

5 基本水量の廃止について

基本水量とは、公衆衛生向上の観点から生活上必要な一定程度の水の使用を促すことを目的として付与されていました。

現行の水道料金は、口径 13 mm、20 mm、25mm に 1 月当たり 10 m³の基本水量を設定しています。基本水量制は、少量使用者にとって不公平感がある料金体系であることや、基本水量を導入した当初の目的である公衆衛生向上などの目的を達成していることから、基本水量は廃止し、1 m³から従量料金を設定することが妥当と判断しました。ただし、これまで基本水量として含まれていた 1 月当たり 10 m³までの従量料金を 40 円に低く抑えることで、料金負担における急激な増加の軽減を図ることが妥当であると判断しました。

6 口径 13 mm と 20 mm の赤字解消について

口径 13 mm と 20 mm では、令和 4 年度の実績において供給単価が給水原価を下回る赤字の状況となっていることから、これらの赤字を解消する料金を定めることが妥当であると判断しました。

7 逓増度

逓増度とは、従量料金の最高単価と最低単価の割合を示します。逓増度が大きいほど、使用水量が多い大口使用者にとっては負担が大きくなります。

平成 30 年度に実施した前回の料金改定では、逓増度を 1.8 から 2.1 へ引き

上げ、大口使用者に大きな負担となる料金体系となっていました。今回の料金改定では、逡増度を前回の改定前の水準まで引き下げることにより、大口使用者の負担を軽減し、料金の公平性を図ることが妥当であると判断しました。

8 改定後の料金表について

現行料金表と改定後料金表（案）を表1及び表2に示します。

表1 現行料金表（1か月当たり）※税抜き

逡増度： 2.14

口径	基本料金	従量料金1m ³ 当たり（円）					
		～10m ³	11～20m ³	21～40m ³	41～100m ³	101～500m ³	501m ³ ～
13mm	1,200	0	140	180	220	260	300
20mm	1,500						
25mm	2,500						
30mm	3,250	140					
40mm	7,000						
50mm	15,000						
75mm	39,000						
100mm	87,000						
150mm	217,500						
200mm	413,000						

表2 改定後料金表（1か月当たり）※税抜き

逡増度： 1.88

口径	基本料金	従量料金1㎡当たり（円）										
		～10㎡	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡～					
13mm	1, 100（-100）	40										
20mm	1, 450（-50）											
25mm	2, 500（±0）											
30mm	4, 000（+750）	170 （+30）						170 （+30）	220 （+40）	260 （+40）	290 （+30）	320 （+20）
40mm	8, 500（+1, 500）											
50mm	17, 200（+2, 200）											
75mm	45, 000（+6, 000）											
100mm	100, 000（+13, 000）											
150mm	250, 000（+32, 500）											
200mm	475, 000（+62, 000）											

※特殊料金は、標準料金に準じて改定を行う。

9 附帯意見

(1) 水道利用者への丁寧な説明について

今回の料金改定で料金体系を変えた部分については、改定に至った理由を含め水道利用者に対し丁寧な説明を行うこと。また、上水道と下水道を合わせた料金で請求をしていることから、今回の改定は上水道の料金であることが分かるような説明を行うこと。

(2) 料金体系の定期的・計画的な見直し

料金改定を実施したことによる料金収入が計画と乖離していないか毎年確認を行うとともに、計画と大きな乖離がみられた場合には、経営戦略における投資・財政計画も含めた計画の全体的な見直しや再検討をすみやかに実施すること。

(3) 次回の改定へ向けて

経営戦略における投資・財政計画では、令和 12 年度にも改定率 15% の料金改定が計画されています。今回の料金改定において審議した事項に加え、次回の料金改定に向け議論すべきポイントなどが引き継がれるように、備忘録などにより記録しておくこと。

つくば市上下水道審議会の開催状況について

回数	開催日時・場所	議事
第1回	令和5年11月17日（金） 午後3時～ つくば市役所コミュニティ棟 3階会議室	・つくば市水道事業経営戦略策定後について ・令和4年度水道事業会計決算報告 ・料金改定案の検討手順について
第2回	令和5年12月15日（金） 午後3時～ つくば市役所204会議室	・水道事業の経営について ・水道の料金体系について ・つくば市の水道料金について
第3回	令和6年1月19日（金） 午前10時～ つくば市役所防災会議室	・水道料金（基本水量及び基本料金）について ・総括原価について
第4回	令和6年2月14日（水） 午前10時～ つくば市役所203会議室	・水需要予測について ・地下水の活用について
第5回	令和6年3月19日（火） 午前10時～ つくば市役所201会議室	・水需要予測について（修正案） ・投資・財政計画について
第6回	令和6年5月15日（水） 午後3時～ つくば市役所職員研修室	・水道料金の改定について ・水道スマートメータ導入の検討について
第7回	令和6年6月25日（火） 午後3時～ つくば市役所コミュニティ棟 1階会議室1・2	・水道料金の改定について
第8回	令和6年7月9日（火） 午後3時～ つくば市役所コミュニティ棟 1階会議室1・2	・答申について

資料 3

次回の料金改定に向けた引継事項

つくば市水道事業経営戦略における投資・財政計画では、令和 12 年度にも改定率 15%の料金改定が盛り込まれています。

次回の料金改定を審議する際の参考とするために、今回の料金改定における審議を踏まえ、以下の点を引継事項とします。

1 今回の改定で考えたこと

(1) 総括原価方式について

料金改定を検討するに当たり、つくば市水道事業経営戦略（以下「経営戦略」とします。）における財政シミュレーションを基に、総括原価や資産維持費など料金収入として確保すべき金額を算出しました。

(2) 水需要予測について

料金収入の今後の見込額を算出するために、口径別の水需要予測を行い、検証しました。

(3) 口径別の供給単価について

現行の料金体系について、口径別の料金水準を把握するため、口径別に供給単価を算出しました。その結果、特に利用者が多い口径 13 mmと 20 mmについては、供給単価が給水原価を下回る、いわゆる赤字の状況であることを示して、この赤字解消を目指すべく改定案に至りました。

(4) 基本水量について

基本水量については、基本水量の設定目的、水道利用者の使用水量の状況などを分析し、基本水量の必要性について検証を行いました。その結果、以下の理由から基本水量は廃止の結論に至りました。

- ・基本水量の目的である公衆衛生の向上は既に達成していること。
- ・基本水量である 1 か月当たり 10 m³に満たない利用者が多く存在すること。
- ・基本水量を廃止する水道事業者が増加していること。

(5) 逓増度について

前回の料金改定で逓増度を 1.8 から 2.1 へ引き上げた経緯があることか

ら、今回の改定による大口利用者の負担感を改めて検討しました。今回の改定案では、通増度を 2.14 から 1.88 へ引き下げることで、大口利用者の負担の軽減を図りました。

(6) 料金改定のインパクトの確認

一般家庭での使用が多い 13 mm及び 20 mmについては、平均使用水量における料金改定のインパクトが生活を圧迫するほど極端に大きくならないよう、確認を行いました。同様に、調定件数が多い使用水量においても、影響の大きさを確認しました。

2 次回の改定時に考えるべき点

(1) 料金算定期間における財政シミュレーションの実施

今回の料金改定を検討する際には、経営戦略を策定して間もなかったことから、経営戦略での財政シミュレーションを基にしました。しかし、次回の料金改定時は、計画と実績の比較検証（モニタリング）を行い、乖離が見られたときには、経営戦略の財政シミュレーションで設定した条件を改めて見直した上でシミュレーションを行う必要があります。

また、現世代と将来世代の負担のバランスを考慮し、負担が過度に偏らないように、企業債の規模や料金収入については十分精査をした上でのシミュレーションを行う必要があります。

(2) 基本料金と従量料金の比率について

今回の料金改定では、基本料金と従量料金の比率を直近の実績に近づくように設定を行いました。しかし、料金体系の検討を行う際には、水道事業は固定費の占める割合が高いことから、経営面でみると基本料金の比率を固定費の割合に近づけた方が収益は安定します。次回の料金改定を検討する際には、この比率についても必要に応じて検証する必要があります。

(3) 具体的な料金の設定について

今回の料金改定で設定した具体的な料金については、急激な負担増になる利用者が出ないように、現行の料金体系を基に設定しました。基本料金や従量料金のそれぞれの金額については、料金改定をした後でないと検証が難しいため、今回の審議会では詳細な審議を行っていないが、次回の料金改定の際には実績を鑑み改めて検証する必要があります。特に、基本水量を廃止したことによる従量料金の単価（40 円）は、今回の改定で激変緩和措置として新たに設定した単価であるため、次回の改定ではその妥当性につい

て検証が必要になります。

(4) 下水道使用料を合わせた検討について

現在、下水道使用料についても審議会にて審議を行っています。利用者にとっては、水道料金と下水道使用料を合わせて請求されるため、下水道使用料も含めた負担感を十分に考慮した上で審議を行う必要があります。

参考資料

料金改定と基本水量について

※地方公営企業決算状況調査(総務省)よりデータ引用(全国の水道事業者及び簡易水道事業者)

(1)基本水量の設定状況について(令和4年度)

[全国]			[県内]		
基本水量	団体数	割合	基本水量	団体数	割合
設定なし	370	27.2%	設定なし	11	25.6%
10㎥未満	423	31.1%	10㎥未満	8	18.6%
10㎥	547	40.2%	10㎥	24	55.8%
10㎥超	20	1.5%	10㎥超	0	0.0%
計	1,360	100.0%	計	43	100.0%

(2)料金改定の実施状況について(直近5年間)

年度	全国	県内	県内団体名
H30	64	5	北茨城市、つくば市、坂東市、東海村、阿見町
R1			※令和元年10月1日の消費税改定により全事業者が料金改定を行ったため、統計上団体数が把握できない。
R2	69	4	水戸市、結城市、鉾田市、行方市
R3	47	0	
R4	79	2	大洗町、茨城県南水道企業団
計 (R1除く)	259	11	

(3)料金改定に伴う基本水量の変更状況について(直近5年間)

年度	変更あり				変更なし			計	県内の廃止・縮小団体
		①廃止	②縮小	③新規設定・拡大		④基本水量あり	⑤基本水量なし		
H30	14	9	5	0	50	14	36	64	北茨城市(10㎥→5㎥) 東海村(10㎥→8㎥) 阿見町(10㎥→廃止)
	(21.9%)	(14.1%)	(7.8%)	(0.0%)	(78.1%)	(21.9%)	(56.3%)	(100.0%)	
	(50.0%)	(32.1%)	(17.9%)	(0.0%)		(50.0%)		(100.0%)	
R1	10	5	4	1					※消費税改定により全団体で料金改定を実施
	(－)	(－)	(－)	(－)					
R2	9	4	5	0	60	14	46	69	水戸市(8㎥→6㎥) 結城市(10㎥→廃止)
	(13.0%)	(5.8%)	(7.2%)	(0.0%)	(87.0%)	(20.3%)	(66.7%)	(100.0%)	
	(39.1%)	(17.4%)	(21.7%)	(0.0%)		(60.9%)		(100.0%)	
R3	10	6	4	0	37	14	23	47	
	(21.3%)	(12.8%)	(8.5%)	(0.0%)	(78.7%)	(29.8%)	(48.9%)	(100.0%)	
	(41.7%)	(25.0%)	(16.7%)	(0.0%)		(58.3%)		(100.0%)	
R4	12	7	4	1	67	16	51	79	県南水道企業団 (10㎥→廃止)
	(15.2%)	(8.9%)	(5.1%)	(1.3%)	(84.8%)	(20.3%)	(64.6%)	(100.0%)	
	(42.9%)	(25.0%)	(14.3%)	(3.6%)		(57.1%)		(100.0%)	
計 (R1除く)	45	26	18	1	214	58	156	259	
	(17.4%)	(10.0%)	(6.9%)	(0.4%)	(82.6%)	(22.4%)	(60.2%)	(100.0%)	
	(43.7%)	(25.2%)	(17.5%)	(1.0%)		(56.3%)		(100.0%)	

※ 下段は、⑤の団体(料金改定前から基本料金を設定していなかった団体)を除いた場合の割合。

※ 基本水量を新たに設定・拡大した団体 : [R1]三重県菰野町(0㎥→5㎥)、[R4]滋賀県竜王町(15㎥→20㎥)